

# 天引きの対象税額と徴収方法

対象となる方には、6月にお送りした市民税・県民税納税通知書にて、10月以降天引きされる税額をお知らせしています。

【今年度】年金所得にかかると住民税額の半分については、これまでどおり納付書や口座振替で6・8月に納付していただきます。残りの半分は10・12・2月支給の年金から天引きされます。

【来年度以降】前年度から天引きされていると、4・6・8月は前年度の2月の税額と同額が天引きされます（仮徴収）。10・12・2月は、その年の6月に確定する年税額から仮徴収された分を差し引いた残りが天引きされます（本徴収）。

普通徴収		特別徴収		
6月	8月	10月	12月	2月
年税額の1/4	年税額の1/4	年税額の1/6	年税額の1/6	年税額の1/6

特別徴収					
仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
前年度の2月と同額	前年度の2月と同額	前年度の2月と同額	年税額から仮徴収した額を控除した額の1/3	年税額から仮徴収した額を控除した額の1/3	年税額から仮徴収した額を控除した額の1/3

## 給与収入と公的年金等収入がある方へ

平成22年度から65歳未満の方など、年金からの特別徴収の対象とならない方の公的年金等にかかる住民税については、給与から特別徴収することができるようになりました。

## よくある質問にお答えします

**問** なぜ年金から天引きするのですか。  
**答** 高齢社会の進展で、年金を受給している納税者の利便性を図る必要があります。これまで、納付のために毎回市役所や金融機関の窓口に向いていた人は、その必要がなくなります。また、納付回数が年4回から年6回に増えるため、1回当たりの納付額が少なくなりやすくなります。

**問** 年金からの天引きか、これまでどおり金融機関などで納めるか、どちらか選べませんか。  
**答** 選ぶことはできません。65歳以上の公的年金等を受給している納税者は、原則として年金からの天引きの対象となります。

**問** 公的年金の所得以外に農業所得があります。その分についても年金から天引きされるのですか。  
**答** 年金から天引きされるのは、公的年金等にかかる住民税のみです。それ以外の所得にかかる住民税については、納付書または口座振替で納めることとなります。

## 年金コラム

### 年金受給者の各種届け出

年金を受給している方が、次に該当する場合は届け出が必要です。  
 届け出はがきは、市役所1階市民課もしくは各総合支所市民税課の窓口にあります。  
**問合せ** 市民課市民係（内線2663）／各総合支所市民税課（宮浦・内線121／栗橋・内線215／鷺宮・内線128）／春日部年金事務所  
 所 ☎ 048・737・7114

届け出を必要とする場合	届け出の種類	届け出先
氏名が変わったとき	年金受給者氏名変更届	春日部年金事務所 春日部市中央1-52-1 春日部セントラルビル ☎048-737-7114
住所を変更したとき	年金受給者住所・支払機関変更届（はがき）	
振込先の金融機関を変えるとき	年金証書再交付申請書（はがき）	
年金証書を紛失したとき	国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書	
特別支給の老齢厚生年金を受けている方が、65歳になったとき	遺族年金（給付）裁定請求書（添付書類必要）	
遺族年金を受けるとき	年金受給者死亡届（添付書類必要）	
年金を受給している方が亡くなったとき	未支給年金・保険給付請求書（添付書類必要）	

※届け出に必要な添付書類については、春日部年金事務所へお問い合わせください。